

2024年
対策

中小企業
診断士
合格テキスト

7 中小企業経営・中小企業政策

中小企業経営・中小企業政策

1. 科目紹介

中小企業診断士第1次試験における「中小企業経営・中小企業政策」という科目が設置されている目的は次のとおりである。

中小企業診断士は、中小企業に対するコンサルタントとしての役割を期待されており、中小企業経営の特徴を踏まえて、経営分析や経営戦略の策定等の診断・助言を行う必要がある。そこで、企業経営の実態や各種統計等により、経済・産業における中小企業の役割や位置づけを理解するとともに、中小企業の経営特質や経営における大企業との相違を把握する必要がある。また、創業や中小企業経営の診断・助言を行う際には、国や地方公共団体等が講じている各種の政策を、成長ステージや経営課題に合わせて適切に活用することが有効である。このため、中小企業の経営や中小企業政策全般について、以下の内容を中心に知識を判定する。

(1) 中小企業経営

- ① 経済・産業における中小企業の役割・位置づけ
- ② 中小企業の経営特性と経営課題

(2) 中小企業政策

- ① 中小企業に関する法規と政策
- ② 中小企業政策の役割と変遷

(3) その他中小企業経営・中小企業政策に関する事項

2. 合格に向けた学習の進め方

中小企業経営・中小企業政策は、『中小企業白書』および『小規模企業白書』から出題される中小企業経営分野と、中小企業向け重要施策から出題される中小企業政策分野とに分かれる。両分野のグラフや図表を効率良く理解していただくため、「本書の利用について」をご確認いただいた上で学習を進めていただきたい。

また、本試験で合格点を獲得するためには、過去試験問題の演習も必要である。本テキストの「過去問分析表」を参考にいただき、重要問題を中心に演習を繰り返していただくことで、さらに知識を深めていただきたい。

本書の利用について

各章ごとに左右ページで対応したつくりとなっています。

合格に向けて、本書を十分に活用し、効率的に学習を進めていただくために、本書の特長を踏まえた利用方法をご説明します。

左ページ

初めて学ぶ項目を読み込み、理解するための部分です。学習上、特に重要な箇所は青文字となっています。本文中に示している図の番号は、右ページの図の番号に対応しています。本文を確認する際は、対応する図も合わせて確認して下さい。

右ページ

左ページの内容を図解や図表によって、より分かりやすくした部分です。復習の際、右ページを中心に確認いただければ、ひと通りの論点を短時間で効率良く見直すことが可能です。

第1節 中小企業と小規模企業の定義

1 中小企業の定義

「2021年版 中小企業白書・小規模企業白書」によると、中小企業は我が国の企業の99.7%を占め、従業員の約70%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしている。

中小企業基本法第2条においては、中小企業の範囲は資本金基準と従業員基準により判断され、**どちらかを満たしていれば中小企業と判断される。**

2 小規模企業の定義

中小企業基本法第2条では、小規模企業を以下のように定めている。

「おおむね常時使用する従業員の数が**20人**（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、**5人**）**以下**の事業者をいう。」
（※）商業とは、卸売業、小売業（飲食店含む）を指す。

小規模企業は、企業数において中小企業の大部分を構成するとともに、地域経済や雇用を支える上で重要な役割を果たしている。また、小規模企業は個人の創造性発揮に適した企業形態であるとともに、創業期の企業の多くは小規模企業であり、その積極的な事業活動を通じ、我が国経済全体の活性化に大きな役割が期待される存在である。

第1節 中小企業の定義

中小企業とは（中小企業基本法）

業種・資本金・従業員数で決まる

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

資本金と従業員数のいずれか一方を満たせばよい

（例）サービス業・資本金1億円・従業員数30人 ⇒ 中小企業となる

第2節 小規模企業の定義

小規模企業とは（中小企業基本法）

業種・従業員数で決まる

業種	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

※卸売業・小売業（飲食店を含む）

過去問 平成27年度第13問

中小企業基本法の定義に基づく中小企業者に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

ア 従業員数60人で資本金が6千万円の食品品小売業は中小企業に該当し、従業員数3人で資本金100万円の食品品小売業は小規模企業に該当する。

イ 従業員数80人で資本金が2億円の化粧品卸売業は中小企業に該当し、従業員数5人で資本金が500万円の化粧品卸売業は小規模企業に該当する。

ウ 従業員数80人で資本金が3千万円の飲食業は中小企業に該当し、従業員数5人で資本金500万円の飲食業は小規模企業に該当する。

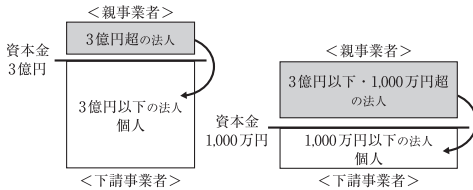
エ 従業員数500人で資本金が2億円の機械器具製造業は中小企業に該当し、従業員数20人で資本金が3千万円の機械器具製造業は小規模企業に該当する。

【解答】ア

図2

適用範囲①

物品の製造・修理委託、政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理に係るもの）



重要論点などを図解するとともにポイントを示すことにより、理解の促進を図ります。

図9

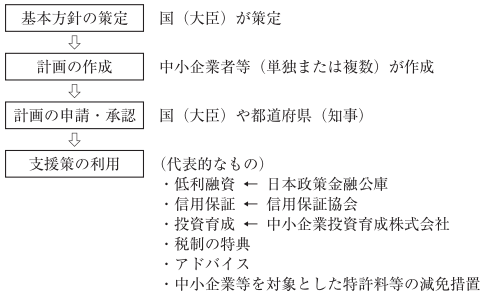
共済制度のまとめ

まとめ	中小企業退職金共済	中小企業倒産防止共済	小規模企業共済
目的	従業員の退職金制度	連鎖倒産の防止	経営者の退職金制度
実施主体	勤労者退職金共済機構	中小企業基盤整備機構	
対象	中小企業者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者	一定の条件を満たす個人事業主など（本文参照）
月額	5,000～30,000円（16種類）	5,000～200,000円（5,000円刻み）	1,000～70,000円（500円刻み）
増減額	可		
掛金	損金または必要経費		
経理	経営者個人の所得控除		
助成	無		
貸付制度	無	＜利用条件＞ 6か月以上掛金を納付 ＜貸付額＞ 売掛金等の回収困難額と納付済掛金の10倍の額のいずれか少ない額（最高8,000万円） ＜その他＞ 無担保・無保証人・無利子	＜貸付額＞ 納付済掛金の範囲内 ＜その他＞ 無担保・無保証人

本試験で問われる内容を図表などを用いて、押さえるべきポイントを一目で分かるように整理してあります。

図5

中小企業政策の基本的な仕組み



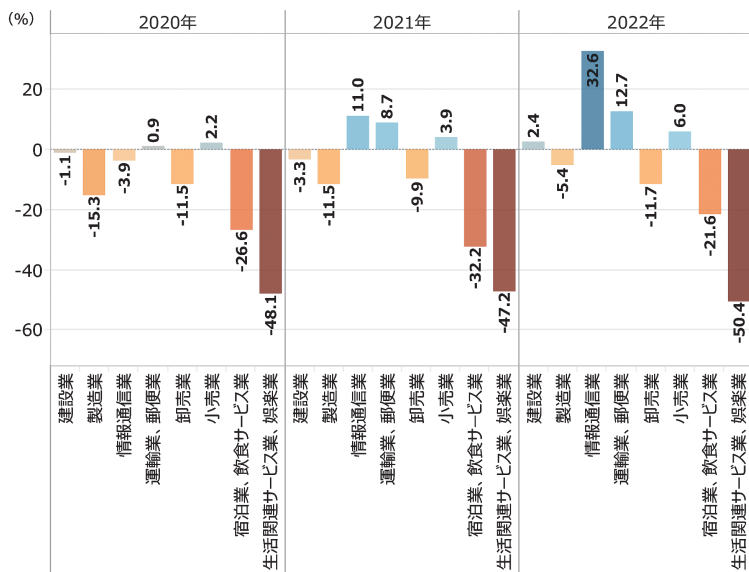
図解やポイントだけでなく、体系を示すことで、応用力を醸成することができます。

中小企業白書と小規模企業白書について

白書の図表を抜粋し、ポイントを説明しています。図表と説明文から統計情報の特徴や傾向をつかみましょう。

業種別の特徴・業種間の比較・期間比較

第1-1-7図 業種別に見た、中小企業の売上高の2019年比（2020年～2022年）



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

（注）ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」 中小企業庁編、P I-10）

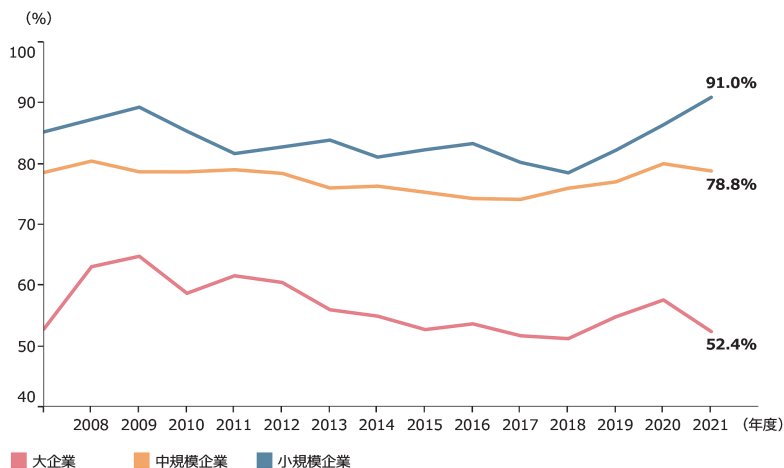
2020年は多くの業種で2019年と比べて売上高が減少していたが、2022年になると「建設業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」、「小売業」において2019年と比べて売上高が増加するなど、業種によっては感染症流行前の水準以上まで回復していることが確認できる。一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」においてはそれぞれ大幅減が続いており、引き続き厳しい状況にある。

読みとれることを簡潔にまとめています

大企業と中小企業（中規模企業と小規模企業）の比較・差・傾向

第1-3-16図

企業規模別に見た、労働分配率の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満とする。

2.ここでいう労働分配率とは付加価値額に占める人件費とする。

3.付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費（役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費）＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課。

4.金融業、保険業は含まれていない。

(「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」 中小企業庁編、P I-92)

労働分配率の推移を見ると、中規模企業、小規模企業においては、大企業と比べて労働分配率が高い傾向が続いている。また、2019年度から2021年度にかけて、小規模企業の労働分配率が上昇し、2020年度から2021年度にかけて、中規模企業、大企業の労働分配率が低下している。

目 次

序 章 中小企業等の定義	1
第1節 中小企業と小規模企業の定義★	2
第1章 2023年版 中小企業白書	5
第1節 令和4年度（2022年度）の中小企業の動向	6
第2節 変革の好機を捉えて成長を遂げる中小企業	50
第3節 付属統計資料	146
第2章 2023年版 小規模企業白書	175
第1節 新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携	176
第3章 中小企業政策と中小企業基本法	191
第1節 中小企業基本法★	192
第2節 中小企業憲章	206
第3節 小規模基本法	208
第4章 資金供給の円滑化及び自己資本の充実、税制	213
第1節 資金供給の円滑化・多様化	214
第2節 自己資本の充実	224
第3節 税制面での支援★	226
第5章 創業、経営革新	231
第1節 創業・ベンチャー支援★	232
第2節 中小企業等経営強化法	236
第3節 経営革新の支援★	238
第4節 経営力向上への支援	242
第5節 事業継続力強化への支援	244
第6章 ものづくり	247
第1節 ものづくり基盤技術の高度化支援	248
第2節 技術面の支援	250
第3節 設備投資等の支援	258

第7章 連携・共同化	261
第1節 中小企業等の組合及び商店街振興組合★	262
第2節 有限責任事業組合（LLP）★	266
第3節 高度化事業	268
第8章 商業・物流支援	273
第1節 中小商業の振興	274
第9章 地域産業支援	277
第1節 農商工等連携促進法に基づく支援	278
第2節 地域未来投資促進法に基づく支援	282
第10章 雇用・人材支援	285
第1節 労働対策	286
第11章 取引支援	289
第1節 取引の適正化★	290
第2節 下請中小企業の振興	296
第12章 経営安定支援	303
第1節 セーフティネット★	304
第2節 災害対策	314
第13章 小規模企業対策	317
第1節 商工会等を通じた支援★	318
第2節 小規模企業共済制度	326

「★」は、本試験において、出題頻度が高い特に重要な論点です。

中小企業等の定義

序章

本章の目的

本章では、中小企業基本法に基づく「中小企業と小規模企業の定義」を学習する。この定義は本試験において必ず出題される内容であり、合格への第一歩としたい。

本章の全体像

中小企業基本法

中小企業の定義

小規模企業の定義

第1節

中小企業と小規模企業の定義

1 中小企業の定義

→ 図1

『2021年版 中小企業白書・小規模企業白書』によると、中小企業は我が国の企業の99.7%を占め、従業者の約70%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしている。

中小企業基本法第2条においては、中小企業の範囲は資本金基準と従業員基準により判断され、**どちらかを満たしていれば中小企業と判断される**。

2 小規模企業の定義

→ 図2

中小企業基本法第2条では、小規模企業を以下のように定めている。

「おおむね常時使用する従業員の数が**20人**（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、**5人**）**以下**の事業者をいう。」

（※）商業とは、卸売業、小売業（飲食店含む）を指す。

小規模企業は、企業数において中小企業の大部分を構成するとともに、地域経済や雇用を支える上で重要な役割を果たしている。また、小規模企業は個人の創造性発揮に適した企業形態であるとともに、創業期の企業の多くは小規模企業であり、その積極的な事業活動を通じ、我が国経済全体の活性化に大きな役割が期待される存在である。

図 1

中小企業の定義

中小企業とは（中小企業基本法）

業種・資本金・従業員数で決まる

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

資本金と従業員数のいずれか一方を満たせばよい

(例) サービス業・資本金1億円・従業員数90人 ⇒ 中小企業となる

図 2

小規模企業の定義

小規模企業とは（中小企業基本法）

業種・従業員数で決まる

製造業その他	商業・サービス業
20人以下	5人以下

※卸売業・小売業（飲食店を含む）

過去問 平成27年度第13問

中小企業基本法の定義に基づく中小企業者に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 従業員数60人で資本金が6千万円の食料品小売業は中小企業に該当し、従業員数3人で資本金100万円の食料品小売業は小規模企業に該当する。
- イ 従業員数80人で資本金が2億円の化粧品卸売業は中小企業に該当し、従業員数5人で資本金が500万円の化粧品卸売業は小規模企業に該当する。
- ウ 従業員数80人で資本金が3千万円の飲食業は中小企業に該当し、従業員数5人で資本金500万円の飲食業は小規模企業に該当する。
- エ 従業員数500人で資本金が2億円の機械器具製造業は中小企業に該当し、従業員数20人で資本金が3千万円の機械器具製造業は小規模企業に該当する。

【解答】ア

2023年版 中小企業白書

第1章

本章の目的

第1節では、中小企業・小規模事業者の動向、激変する外部環境と中小企業の取組、中小企業の実態に関する構造分析、中小企業におけるイノベーション、地域内の企業立地について分析を行う。

第2節では、成長に向けた価値創出の実現、新たな担い手の創出、中小企業・小規模事業者の共通基盤について分析を行う。

試験対策として、テキスト掲載の各図表の特徴を押さえていただきたい。

本章の全体像

2023年版 中小企業白書

第1節 令和4年度（2022年度）の中小企業の動向

中小企業・小規模事業者の動向
激変する外部環境と中小企業の取組
中小企業の実態に関する構造分析
中小企業におけるイノベーション
地域内の企業立地

第2節 変革の好機を捉えて成長を遂げる中小企業

成長に向けた価値創出の実現
新たな担い手の創出
中小企業・小規模事業者の共通基盤

第1節

令和4年度(2022年度)の中小企業の動向

1 中小企業・小規模事業者の動向

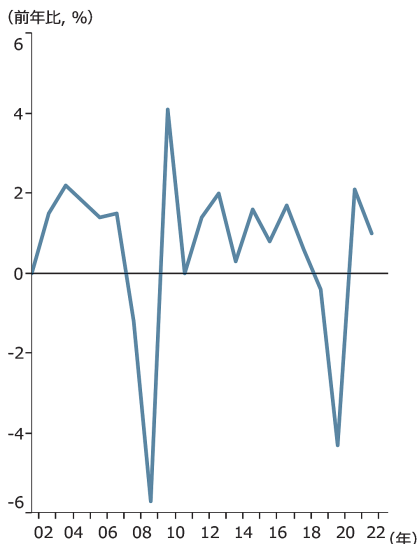
足下の業況について、感染症流行前の水準に戻りつつある一方で、宿泊や交通など、業種によっては引き続き厳しい状況が続いている。

経営環境について、物価高騰により、中小企業は収益減少等の影響を受けているほか、人手不足も深刻な状況にある。こうした中で、設備投資額は増加傾向にあり、中小企業は今後の投資に向けて、生産能力の拡大等を重視している。

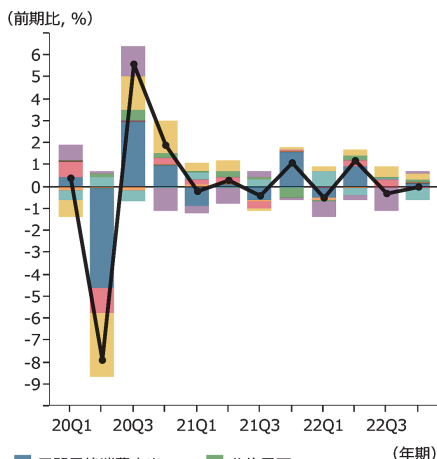
第1-1-1図

実質GDP成長率の推移

①実質GDP成長率の推移（年間）



②実質GDP成長率の推移（四半期）



資料：内閣府「国民経済計算」

(注) 1.2015年暦年連鎖価格方式。

2.数値は、「2022年10-12月期四半期別GDP速報（2次速報値）」（2023年3月9日公表）による。

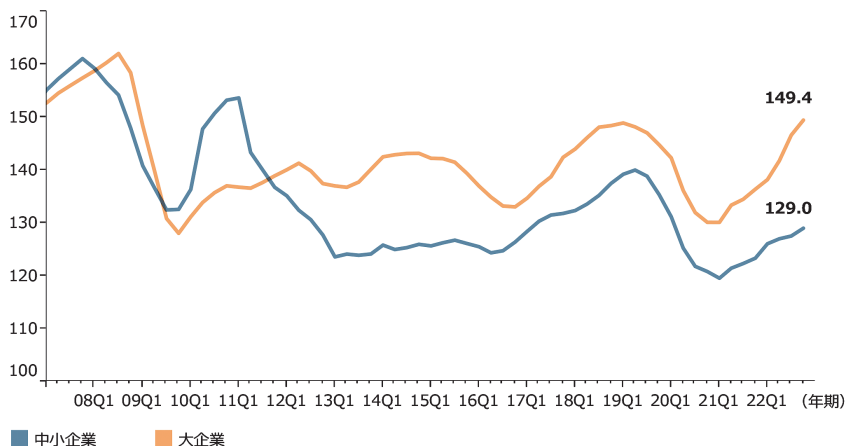
（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版^①」中小企業庁編、PI-2）

実質GDP成長率の推移を確認すると、2022年は前年比1.0%増となった。2022年を通じた動きを見ると、感染症の流行等により第1四半期はマイナス成長となったが、経済活動の再開等を背景に、第2四半期はプラス成長に転じた。第3四半期は輸入の急増によりマイナス成長となったが内需は堅調であり、足下の2022年第4四半期は前期比0%となった。

第1-1-6図

企業規模別に見た、売上高の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 1.ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

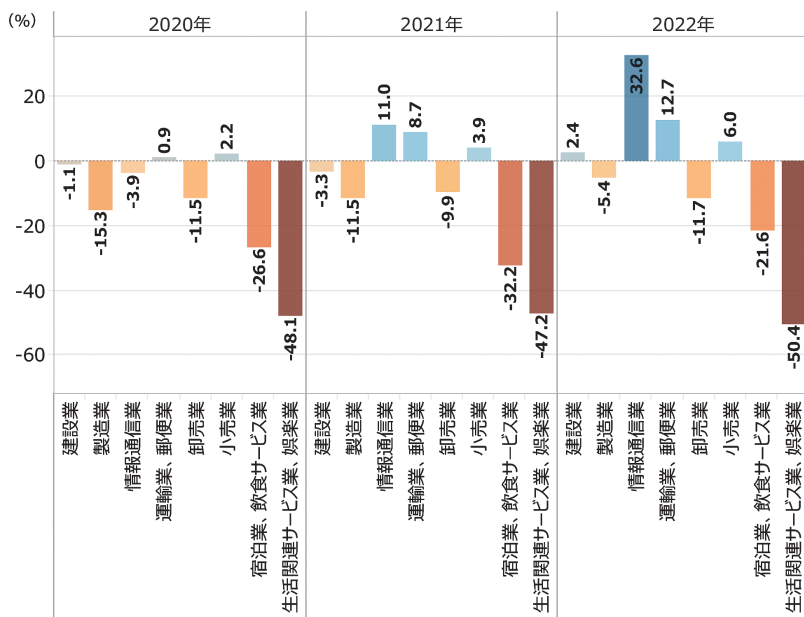
2.金融業、保険業は含まれていない。

([「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版①」] 中小企業庁編、P I-9)

中小企業の売上高は、リーマン・ショック後及び2011年の東日本大震災後に大きく落ち込み、2013年頃から横ばいで推移した後、2016年半ばより増加傾向となっていた。2019年以降は減少に転じた中で、感染症の影響により更に減少したが、2021年第1四半期を底に2022年第4四半期まで増加傾向で推移している。

第1-1-7図

業種別に見た、中小企業の売上高の2019年比（2020年～2022年）



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

〔「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」 中小企業庁編、P I-10〕

2020年は多くの業種で2019年と比べて売上高が減少していたが、2022年になると「建設業」「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「小売業」において2019年と比べて売上高が増加するなど、業種によっては感染症流行前の水準以上まで回復していることが確認できる。一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」においてはそれぞれ大幅減が続いており、引き続き厳しい状況にある。

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

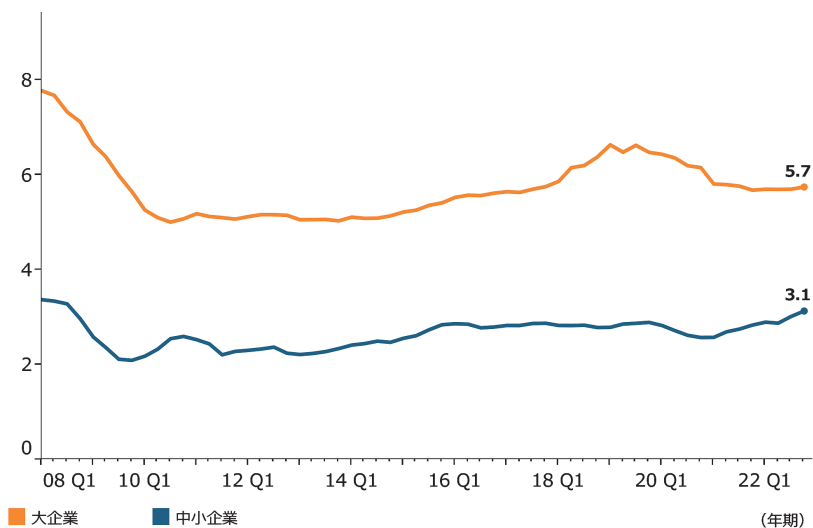
(注) 1.ここで大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

([中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④] 中小企業庁編、P.I-11)

中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック後に大きく落ち込んだ後は緩やかな回復基調が続いてきたが、2020年に入ると、感染症の影響により減少に転じた。その後は、2020年第3四半期を底に中小企業の経常利益は再び緩やかな増加傾向で推移し、感染症流行前の水準まで回復した。一方で、2022年第1四半期以降は大企業の経常利益が大きく増加しているのに対して、中小企業はおおむね横ばいで推移しており、2022年第4四半期は減少傾向に転じた。

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

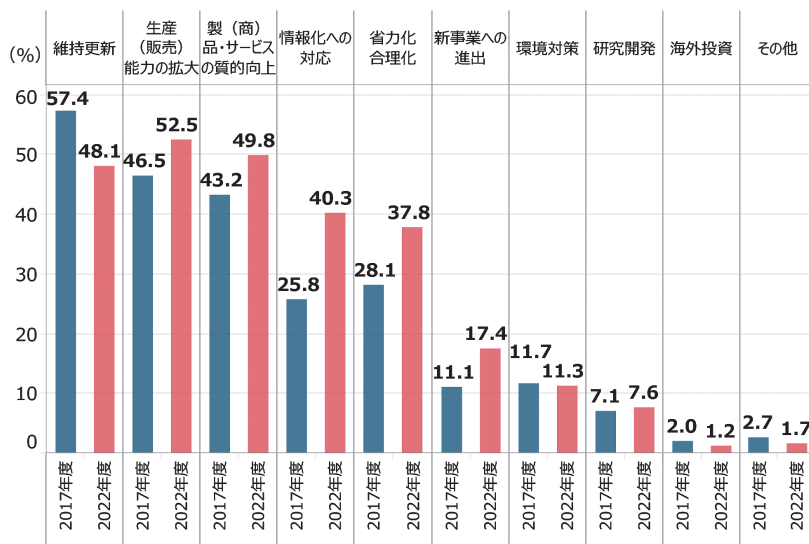
(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

3.設備投資は、ソフトウェアを除く。

〔「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版^④」中小企業庁編、P.1-12〕

中小企業の設備投資は、2012年以降は緩やかな増加傾向にあったが、2016年以降はほぼ横ばいで推移してきた。しかし、2021年から緩やかな増加傾向が続いている。



資料：内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」

（注）1. データの制約上、2017年度については7～9月、2022年度については10～12月のデータを用いている。

2. 各年度における設備投資のスタンスとして、重要度の高い3項目について集計している。

3. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

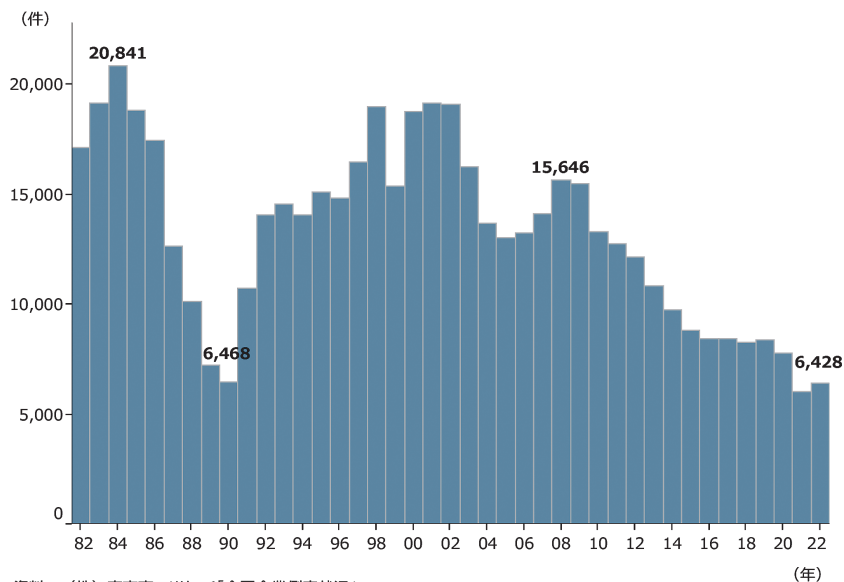
4. ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

（『中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④』中小企業庁編、P I - 16）

2017年度と2022年度における、今後の設備投資における優先度の推移を見たものを見ると、中小企業の今後の設備投資における優先度は、「維持更新」から「生産（販売）能力の拡大」や「製（商）品・サービスの質的向上」とする傾向にある。

第1-1-15図

倒産件数の推移



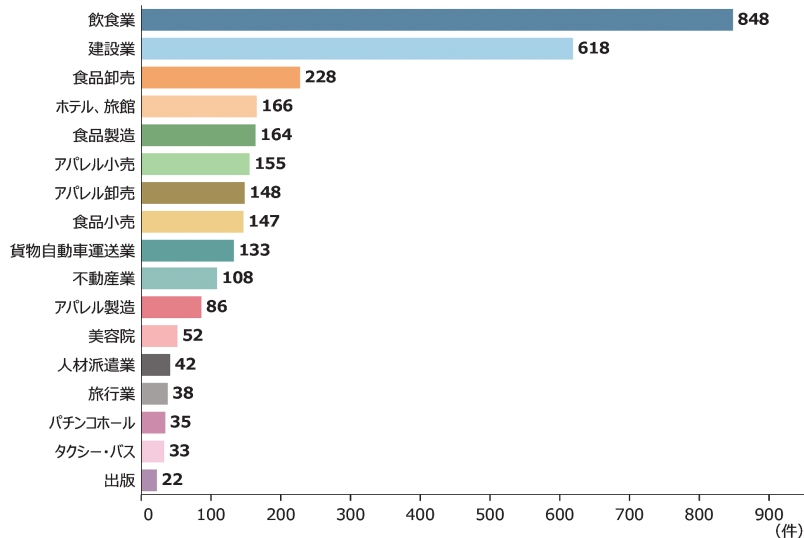
資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注) 1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

(「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版①」中小企業庁編、P I-18)

我が国の倒産件数の推移について確認すると、倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた中で、2021年は57年ぶりの低水準となったが、2022年は3年ぶりに前年を上回る6,428件であった。



資料：（株）東京商工リサーチ「『新型コロナウイルス』関連破たん状況」（2023年2月28日時点）

（注）1.負債1,000万円以上の法的整理、私的整理を対象に集計されたもの（準備中を含む）。

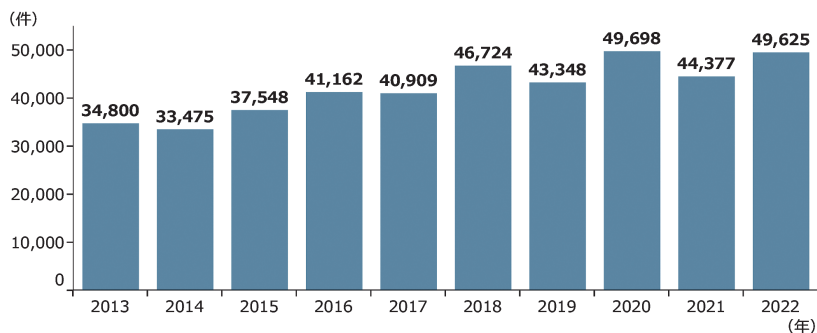
2.（株）東京商工リサーチの取材で2020年1月から2023年2月末までに集計された経営破たん。

3.新型コロナウイルス関連破たんとは、（株）東京商工リサーチの取材で担当弁護士や当事者から新型コロナウイルスが要因であると言質が取れた経営破たん。

（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」中小企業庁編、P I - 20）

2020年1月から2023年2月末までに集計された経営破たんについて、業種別に見ると、飲食業が最多で848件、次いで建設業が618件となっている。

①東京商工リサーチ

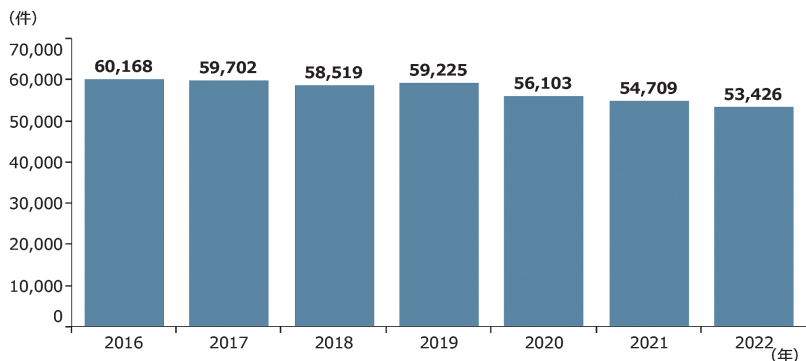


資料：(株) 東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」

(注) 1. 休廃業とは、特段の手続きを取らず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。

2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。

②帝国データバンク



資料：(株) 帝国データバンク「全国企業『休廃業・解散』動向調査（2022年）」

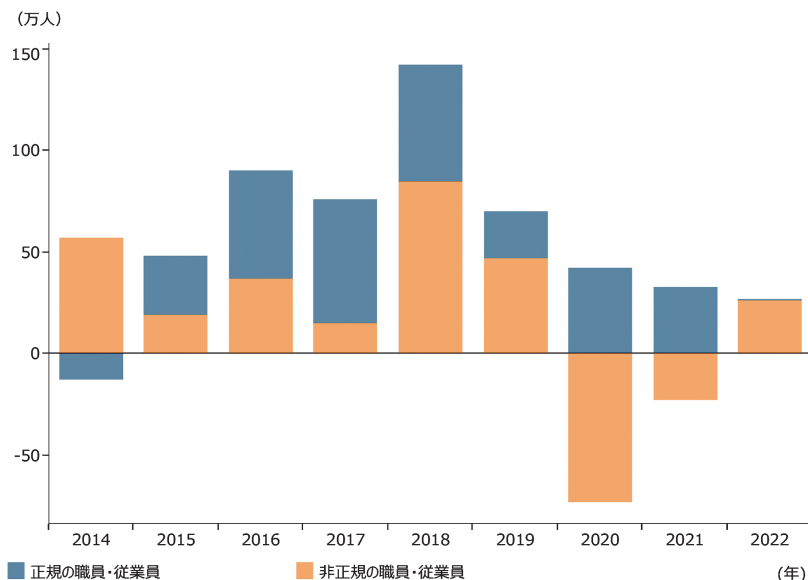
(注) 休廃業・解散とは、倒産（法的整理）によるものを除き、特段の手続きを取らずに企業活動が停止した状態の確認（休廃業）、もしくは商業登記等で解散（但し「みなし解散」を除く）を確認した企業の総称。

（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」 中小企業庁編、P I - 21）

休廃業・解散件数は(株)東京商工リサーチの「休廃業・解散企業」動向調査によると、2022年の休廃業・解散件数は49,625件で、前年比11.8%増となった。また、(株)帝国データバンクの全国企業「休廃業・解散」動向調査によると、2022年の休廃業・解散件数は53,426件で、前年比2.3%減となった。

第1-1-20図

雇用形態別に見た、雇用者数の推移（前年差）



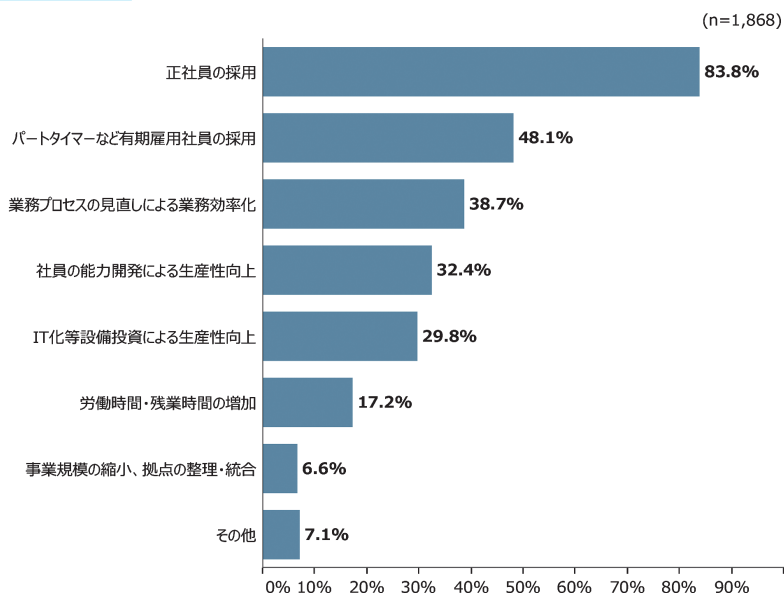
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

（注）1. 雇用者のうち役員を除いて集計。

2. 2020年国勢調査結果に基づく推計人口をベンチマークとして遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。

〔「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」中小企業庁編、P I - 23〕

雇用形態別に雇用者数の前年差の推移を見ると、「正規の職員・従業員」の雇用者数は2015年から毎年前年から増加しているが、2022年においては増加幅が大きく縮小している。一方で、「非正規の職員・従業員」の雇用者数は2020年に大きく減少し、2021年も引き続き前年から減少したものの、2022年には増加に転じた。



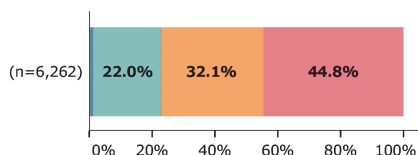
資料：日本商工会議所・東京商工会議所「人手不足の状況および新卒採用・インターンシップの実施状況に関する調査」（2022年7～8月）

（注）複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

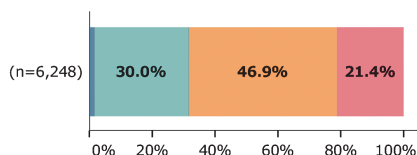
（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版^①」 中小企業庁編、P I-25）

人手不足への対応方法を見たものを見ると、人手不足への対応については、「正社員の採用」や「パートタイマーなど有期雇用社員の採用」といった人材採用の強化のほか、「業務プロセスの見直しによる業務効率化」、「社員の能力開発による生産性向上」、「IT化等設備投資による生産性向上」が多い。

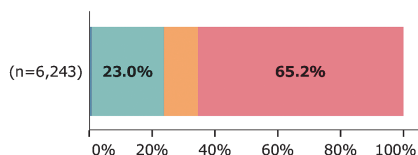
正社員・新卒採用



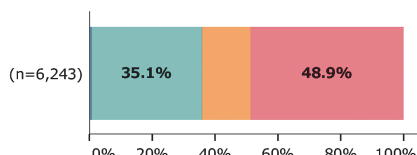
正社員・中途採用



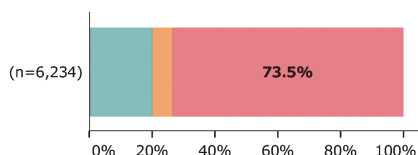
契約社員・期間従業員



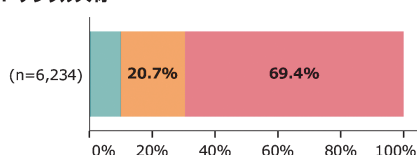
パート・アルバイト



業務委託（請負）契約



IT・デジタル人材



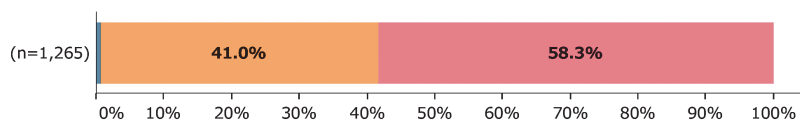
■ 過剰 ■ 適正 ■ 不足 ■ 採用していない

資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」

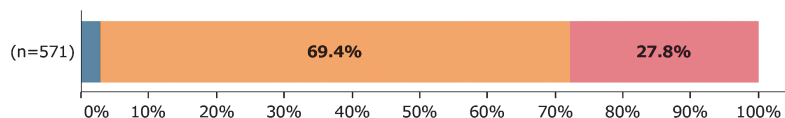
（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」中小企業庁編、P I-27）

日本国籍の人材確保状況を見ると、2022年は新卒採用、中途採用において人材確保状況が「不足」の割合がそれぞれ32.1%、46.9%となっており、「適正」と答えた割合より高い。また、IT・デジタル人材についても、「不足」の割合が「適正」と答えた割合より高い。

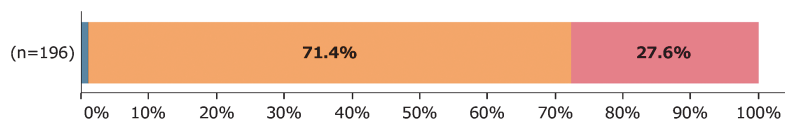
専門的・技術的分野



外国人技能実習生



資格外活動を許可された労働者



■ 過剰 ■ 適正 ■ 不足

資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」

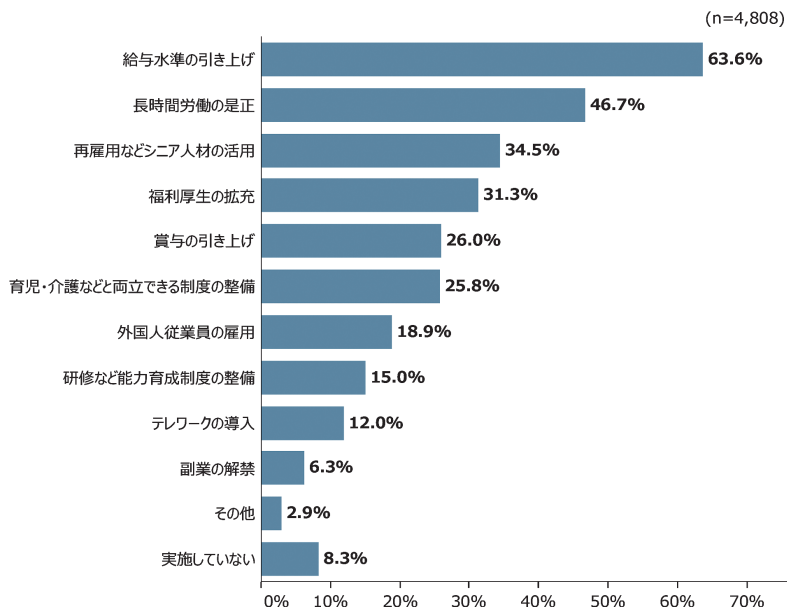
（注）1.「専門的・技術的分野」は、技術者、研究者等の高度人材や特定技能等が該当する。

2.「資格外活動を許可された労働者」は、留学生のアルバイト等が該当する。

3.直近1年間の人材確保状況（外国籍）について「採用していない」を除いて集計している。

（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」中小企業庁編、P I-28）

外国籍の人材確保状況としては、特に「専門的・技術的分野」の外国人労働者において不足感が高い一方で、「外国人技能実習生」、「資格外活動を許可された労働者」については、「適正」と判断されている傾向にある。

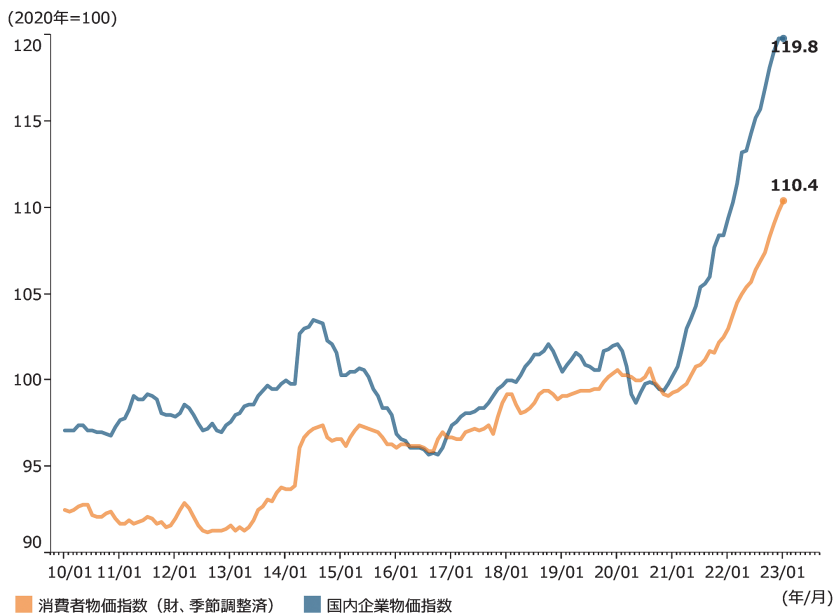


資料：(株)日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査・中小企業編」（2022年1-3月期付帯調査）

(注) 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

(「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」中小企業庁編、P I-29)

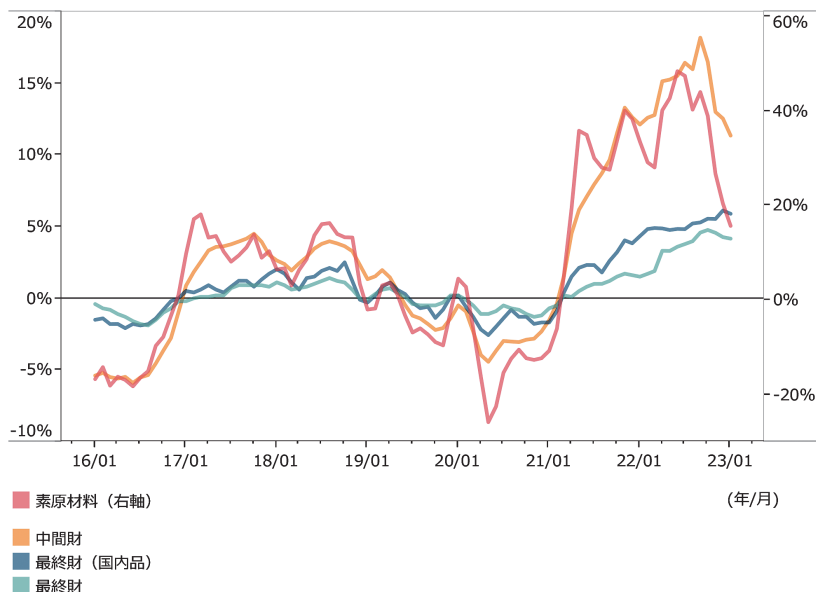
人材確保のための方策を見ると、人材確保のために、「給与水準の引き上げ」や「長時間労働の是正」、「育児・介護などと両立できる制度の整備」、「福利厚生の拡充」を通じた職場環境の改善など、職場の魅力向上に取り組む動きも見られている。また、シニア人材、外国人材といった多様な人材を活用する企業も一定数存在する。



資料：日本銀行「企業物価指数」、総務省「消費者物価指数」（2023年2月時点）

（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版^④」 中小企業庁編、P.1-30）

国内企業物価指数は2020年12月から、消費者物価指数は2021年1月から上昇に転じた。また、足下のそれぞれの物価指数の推移を見ると、国内企業物価指数が消費者物価指数の変化を上回って急激に上昇している。



資料：日本銀行「最終需要・中間需要物価指数」

（注）1. 素原材料については右軸を利用。

2. 素原材料は「ID指数ステージ1」、中間財は「ID指数ステージ2～4の平均」、最終財は「FD指数（除く輸出）」を利用。財だけでなくサービスを含む。

（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」中小企業庁編、P I-31）

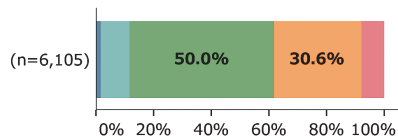
最終需要・中間需要物価指数の動向を確認すると、素原材料、中間財の物価については、2021年の初め以降において急激に上昇している。しかし、2022年末からは減少に転じている。一方で、「最終財」や「最終財（国内品）」については、2021年以降上昇を続けている。

売上高

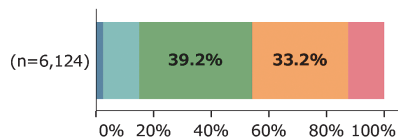
2020年（2年前）



2021年（1年前）



2022年（現在）

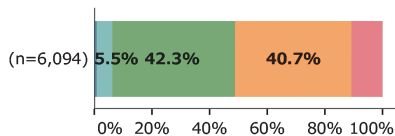


経常利益

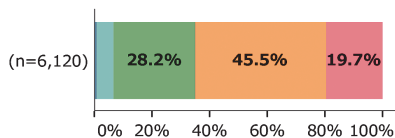
2020年（2年前）



2021年（1年前）



2022年（現在）



■ 大いにプラス ■ プラス ■ 影響はない ■ マイナス ■ 大いにマイナス

資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」

（「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版④」 中小企業庁編、P I-34）

中小企業における原材料・資源価格の高騰による企業業績への影響を、売上高と経常利益に分けて確認すると、原材料・資源価格の高騰により、売上高へのマイナスの影響が2年前と比較して高くなっている傾向にある一方、プラスの影響も高くなっており、原材料・資源価格高騰を追い風に売上高を伸ばしている企業も見られる。一方、経常利益においては、3年間を通じてマイナスの影響が強くなっている。